

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償の額の決定について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 1 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額を地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり定める。

令和6年12月19日 専決

浜田市長 久保田 章 市

損害賠償の額の決定

公用車の事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

- |   |          |          |
|---|----------|----------|
| 1 | 損害賠償の額   | 113,850円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | (省略)     |

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償の額の決定について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 1 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

## 損害賠償の額の決定について

損害賠償の額を地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり定める。

令和6年12月23日 専決

浜田市長 久保田 章 市

## 損害賠償の額の決定

農道施設に係る事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

- |   |          |          |
|---|----------|----------|
| 1 | 損害賠償の額   | 104,999円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | (省略)     |